

業務指示書

ベトナム国フンエン省工業団地労働者の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年1月14日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年1月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者としてします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。
注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。
評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、30ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/地区開発計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：地区開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市計画/土地利用計画】

- 1) 類似業務の経験：都市計画/土地利用計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ベトナム 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年1月23日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、
- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。
- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。
- (○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。
なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。
- () 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。
航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(VND1 = 0.0056 円 , US\$1 = 120.48 円 , EUR1 = 146.91 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期： ~

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、
条件等は、以下のとおりです。
 - a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/地区開発計画
都市計画/土地利用計画

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

9.10 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年2月9日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価 1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。

() 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

ベトナム国フンエン省工業団地労働者の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/地区開発計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市計画/土地利用計画	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

ベトナムでは近年、工業団地の開発、企業誘致により外国直接投資が増加している。2010年時点の工業団地における労働者は約160万人で、そのうち約70%が自治体(省)外からの移住労働者である¹。移住労働者の多くは若年層であり、工業団地開発、企業誘致は若年層の雇用創出にも貢献している。

一方、工業団地の労働者の生活環境については、1人あたりの住宅面積の不足、所得に対して高額な家賃、衛生上の問題等が過去の調査²で明らかになっている。加えて、医療・教育、文化・スポーツ施設等、生活に最低限必要となる社会インフラの不足も、一定のスキルを有する労働者の定住化と継続的な勤務の障害となっていることが指摘されている。

ベトナム建設省はこれらの課題に対し、労働者住宅を含む社会住宅の整備に対する優遇策³等を設定し各自治体(省等)や民間の投資を促しているが、各自治体は自主財源での実施が引き続き困難な状況であり、また民間投資も経済的観点から労働者の中でも中高所得者向けの住宅を整備するにとどまっている。これらの課題については、ベトナム政府、日本政府、及び関係者で構成される日越共同イニシアティブでも議論が重ねられた。

ベトナム政府はこれらの背景を踏まえ、フンエン省タンロン II 工業団地を対象とした工業団地労働者の生活環境改善を目的とした、開発計画調査型技術協力(フィージビリティ調査、以下「F/S」)を要請した。本要請を受け、JICAは2013年8月~9月に詳細計画策定調査団を派遣し、その後モデルサイト選定にかかる協議を重ね、ベトナム国計画投資省(Ministry of Planning and Investment、以下「MPI」)との間でRecord of Discussion (R/D)の署名を行った。

労働者の生活環境の未改善や、それに伴う労働者の未定住化が継続することは、ベトナムにおける雇用環境及び熟練労働者の育成等、周辺諸国と比較した外国直接投資市場としての価値の低下や、ベトナムにおける貧富の差の拡大にも影響がでることが予測される。

本業務では、これらの背景を踏まえフンエン省(モデル省)のみならず、ベトナム全土における工業団地労働者の生活環境改善に資する政策、投資計画を含めた実現可能な方策の検討を行う。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクトの目的

本業務は、ベトナムにおいて、工業団地労働者の生活環境改善に資する制度・体制整備等にかかる提言を行うと共に、モデル省(フンエン省)においてフィージビリティ調査(以下、「F/S」)を実施することにより、ベトナム工業団地労働者の生活環境改善に寄与するものである。

¹ ベトナム建設省による発表

² 「ベトナム国工業団地周辺の居住環境整備調査」2010年、JICA

³ 土地利用税の免除、付加価値税の減税、企業所得税の減免、自社寮を整備した企業への免税等/首相決定第66号「工業団地労働者住宅の開発」(2009年)

(2) 期待される成果

- 1) 工業団地労働者の生活環境改善に資する制度・体制整備等にかかる提言
- 2) モデル省における工業団地住宅整備にかかる提案 (F/S)

(3) 対象地域

ベトナム国全土

モデル省：フンエン省

モデルサイト：フンエン省タンロン II 工業団地に隣接する用地 (15ha 程度)

(4) 関係官庁・機関

主管官庁 (実施機関)：ベトナム計画投資省 (Ministry of Planning and Investment)

(5) 本プロジェクトに関連するわが国の主な援助活動

- 1) 「都市計画策定・管理能力向上プロジェクト」(2009年～2012年)
- 2) 「ベトナム国工業団地周辺の居住環境整備調査」(2010年)
- 3) 「ベトナム国住宅セクター基情報収集・確認調査」(2013年9月～12月)

3. 業務の目的

本業務は、ベトナムにおいて、工業団地労働者の生活環境改善に資する制度・体制整備等にかかる提言を行うと共に、モデル省において生活インフラ整備にかかる F/S を実施することにより、ベトナム工業団地労働者の生活環境改善に寄与するものである。

4. 業務の範囲

本業務は、JICA と MPI との間で署名された R/D に基づき実施されるものであり、「3. 業務の目的」を達成するために「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本業務の実施方針

- ・ 背景に記載の通り、ベトナムは過去、外国直接投資が多く行われた。しかし近い将来、周辺諸国における企業誘致の市場価値が高まり、ベトナムから周辺諸国へ流出する可能性が高い。本業務を実施するにあたり、ベトナムにおいて工業団地労働者の生活環境改善が企業誘致に対して与える影響や、それに伴うベトナム経済への影響についても整理しつつ調査を実施する。
- ・ インタリム・レポートでとりまとめられた調査結果を受けて検討した工業団地労働者の生活環境改善に必要な方策案を踏まえ、モデル省における F/S を実施すること。

- ・ 調査実施においては、過去実施された調査を十分踏まえつつ、情報を更新する必要がある点は補足調査を実施し、必要な情報を整理すること。

(2) ベトナム側実施体制

本業務においては、本業務実施にかかるステアリングコミティ（SC）が設置される他、モデル省での F/S 実施のためのテクニカルワーキンググループ（TWG）が形成される予定である。SC、TWG では、本業務で提案される政策等が本業務完了後に活用されるよう、MPI、フンエン省投資計画局（Department of Planning and Investment、「DPI」）以外の関連機関（建設省、フンエン省人民委員会等）をメンバーとしている。本業務実施後の活用を想定し、働きかけが必要な関係機関がある場合には相手国と協議の上、SC のメンバーとすること。

(3) 日越共同イニシアティブについて

2003 年以降、投資環境改善のため、日越共同イニシアティブが日越両国首相の合意に基づき設置された。イニシアティブではベトナムが投資環境を改善するために実施すべき内容を「行動計画」として取りまとめ、議題毎にワーキング・チーム（以下、「WT」）を形成し、年に 4 度程度、両国関係者で進捗確認を行っている。本業務は、「工業団地周辺的生活環境改善」に関する WT での議論を踏まえて実施されるものである。本業務実施においても JICA の指示に基づき同イニシアティブ会議の場での調査報告を行う。

(4) F/S のとりまとめについて

モデル省における F/S については、関連法案（都市計画法実施細則）に基づき事業承認を得るための必要図面及び体裁を整え、ファイナル・レポートの別冊とすること。

(5) その他

本業務実施後の有償資金協力等は現時点で想定されておらず、本業務は技術協力の一環（開発計画調査型技術協力）として計画策定を支援するものである

6. 業務の内容

(1) インセプション・レポートの作成

1) 関連資料・情報の収集・分析等

過去実施した基礎情報収集調査や詳細計画策定調査で収集した資料を含む既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、調査にて収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。

2) インセプション・レポートの作成

上記の結果をとりまとめてインセプション・レポート案を作成する。

3) インセプション・レポートの説明・協議等

作成したインセプション・レポート案について JICA に説明・協議を行う。その後、ベトナム側関係機関に説明・協議を行い、基本的了解を得、

インセプション・レポートを確定する。また、R/Dで確認されている先方実施機関政府との責任の分担関係について確認を行う。

(2) ベトナムにおける関連情報の収集、現状・課題の把握

1) 関連する計画、政策・法制度

ベトナム国および各自治体における工業団地セクター、住宅セクターに関連する各種計画（上位計画、開発計画、都市計画、土地利用計画等）、各種政策・法制度（労働関連法、工業団地関連法、住宅関連法、民間参入促進法等）にかかるとの情報収集、現状・課題を把握する。

2) 労働者の現状と企業への影響

ベトナムにおける労働環境の現状（賃金、労働時間、生活環境、各種保障、労務問題等）と企業への影響にかかるとの情報収集、現状・課題を把握する。情報収集の際は2010年の「ベトナム国工業団地周辺の居住環境整備調査」も活用する。当該調査では、労働者の生活環境問題意識や居住環境問題の背景、労務問題について確認が行われており、本業務では当該調査結果を踏まえつつ現状と相違の有無等をアンケート調査やステークホルダーミーティングを実施して確認する。

3) 外国直接投資、工業団地及び住宅・生活環境整備

ベトナムにおける外国直接投資、工業団地及び住宅・生活環境整備（工業団地労働者を対象とするものも含む全般）の現状（整備状況、マーケット動向、実施中・計画中のプロジェクト、伝統的な住まい方等）にかかるとの情報収集、現状・課題を把握する。外国直接投資及び工業団地の関連情報の収集、現状・課題の把握の際には、ベトナム国内経済への影響についても整理する。

4) 工業団地労働者の生活環境整備の実例

ベトナムにおける工業団地労働者の生活環境整備の実例について、計画、実施、運営及び生活環境にかかるとの情報収集、現状・課題を把握する。

(3) ASEANを中心とする周辺諸国の関連情報の収集、現状・課題の把握

1) 工業団地労働者の生活環境整備の実例

周辺諸国における工業団地労働者のための生活環境整備の実例について計画、実施、運営にかかるとの情報収集、現状・課題を把握する。

2) 外国直接投資の基礎的な情報収集

ASEANにおける工業団地開発を含む外国直接投資の状況、ASEAN各国の経済に及ぼす影響について整理する。

3) 工業団地整備、工業団地労働者の生活環境整備にかかるとの各種政策のレビュー

ASEANにおける工業団地労働者の生活環境整備の実例を踏まえ、ベトナムへの適用可能性が高い事例を有する国における工業団地整備及び工業団地労働者の生活環境整備等にかかるとの各種政策をレビューする。

(4) 工業団地労働者の生活環境整備促進に必要な方策案の検討

1) 課題分析

上記調査結果を踏まえ、ベトナムにおいて工業団地労働者の生活環境整備が進まない要因を分析する。

- 2) 外国直接投資先としてのベトナムの位置付けの整理
工業団地開発を含む外国直接投資について ASEAN を中心とする周辺諸国の中でのベトナムの位置付けと将来の動向を予測する。
- 3) 必要な方策案の検討
上記調査結果・分析を踏まえ、工業団地労働者の生活環境整備促進のために必要な方策案(政策面、住宅の標準設計の改定の要否等)を検討する。
- 4) 必要な条件案の検討
上記調査結果・分析を踏まえ、工業団地労働者の継続的な労働従事に必要な生活環境の条件を整理する。現時点で想定される項目は下記の通り。
 - ・適正な生活環境方針の策定(まちづくりのビジョン)
 - ・住宅:1人あたりの住宅面積、必要な設備・空間等
 - ・社会インフラ:必要となる最低限の社会インフラ

(5) インテリム・レポートの作成

上記調査成果をインテリム・レポート案としてとりまとめ、JICA に説明・協議を行い、基本的了解を得る。その後先方政府に説明・協議を行い、最終化の上 JICA に提出する。

(6) モデル省における労働者用生活環境整備にかかる F/S の実施

- 1) 基礎的な情報の収集、分析
 - a) モデル省の工業団地整備、住宅整備、労働に関連する各種計画(開発計画、都市計画、土地利用計画等)、各種政策・法制度(労働関連法、工業団地関連法、住宅関連法、民間参入促進法等)を確認する。
 - b) モデルサイトの労働者の居住場所、生活環境の現状と課題を把握する。
- 2) 自然条件調査の実施
F/S 実施に必要な自然条件調査を実施する。想定される調査は下記の通り。
 - a) 地質調査
 - ・ボーリング調査(含む1m毎の標準貫入試験)
目安:支持層みなされる層までのボーリング調査
 - ・ボーリング試料に基づく土質分類、地下水位測定等
 - b) 地形測量
 - ・平面測量
 - ・水準測量
 - ・基準点測量
 - c) 気象及び水文・水利調査
- 3) 生活環境創出の方針策定
工業団地労働者のための適正な生活環境の創出(まちづくり)のビジョンを検討するとともに、必要な施設、実施体制を検討する。
- 4) ビジョン実現に必要な景観計画、土地利用計画及び必要図面の作成
基礎インフラ、社会インフラ(病院、学校、商業施設等)、住宅を含む

土地利用計画（ゾーニング・プラン）、景観計画等を作成する。最終的な設計対象及び縮尺は JICA と協議の上決定する。

5) 概略設計の策定

概略設計を行う。概略設計の対象については下記を想定するが、最終的な設計対象及び縮尺は JICA と協議の上決定する。

- a) 住宅
- b) 社会インフラ
- c) 電力・通信計画（受配電施設、配電網計画、通信網計画）
- d) 道路・交通計画（路線計画、道路平面設計・道路縦横断設計、道路横断カルバート等構造物設計）
- e) 上水道計画（高架水槽施設、敷設路線、送配水管管径）
- f) 雨水・汚水排水／汚水処理計画（汚水処理方法、汚水処理場建設予定地（必要面積、放流先の状況）、計画汚水量（汚水量原単位、計画処理人口、計画処理水量）、目標処理水質（放流水基準、設計流入水質））

6) 環境社会配慮にかかる業務の実施

JICA 環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）、（以下、JICA ガイドライン）に基づき環境社会配慮にかかる業務を実施する。本プロジェクトは JICA ガイドラインにおいてカテゴリ B に分類される。

7) 施工・積算計画の策定

施工・積算計画を検討する。また、各工事要素で実施可能となる施工・積算の区分計画を検討する。

8) 資金調達・スキーム計画

基礎インフラ、社会インフラ、住宅、運営について、官民による実現可能な資金調達の計画を検討する。

- (7) 工業団地労働者の生活環境整備促進に必要な方策にかかる提言
インテリム・レポートにて提案された必要な方策案について、F/S の結果を踏まえ提言としてとりまとめる。

- (8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議
すべての調査成果をドラフト・ファイナルレポートとしてとりまとめ、JICA に説明・協議を行い、基本的了解を得る。その後先方政府に説明・協議を行う。

- (9) ファイナル・レポートの作成
ドラフト・ファイナルレポートに対する JICA 及び先方実施機関のコメントを受けて、ファイナル・レポートを作成し、JICA に提出する。

(10) 本邦/近隣国研修の実施

本業務による提案内容が効果的に活用されることを目的とし、本邦もしくは近隣国において工業団地労働者の生活環境改善の優良事例を紹介するための研修を実施する。タイミング及び対象者をプロポーザルにて提案すること。

7. 成果品等

(1) 調査報告書

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

1) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和・英文各 3 部、越文 10 部（簡易製本）

2) インテリム・レポート

提出時期：2015 年 8 月中旬頃

部 数：和 3 部、越文 10 部（簡易製本）

3) ドラフト・ファイナルレポート

提出時期：2015 年 12 月上旬頃

部 数：和・英文（要約、本文）各 1 部、越文 10 部（簡易製本）

4) ファイナル・レポート

留意点：別冊としてモデルサイトにおける F/S の必要図面を含める。

提出時期：2016 年 2 月中旬頃

部 数：和・英文（要約、本文）各 5 部、越文 10 部（簡易製本）

CD-R 和・英文計 2 部、越文計 10 部

(2) その他の報告書類

1) 業務完了報告書

ファイナル・レポート（調査結果を中心として記述）には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書

記載事項：

① 最終報告書の概要

② 活動内容（調査）

調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述

③ 活動内容（技術移転）

現地におけるセミナー・研修、本邦研修等、業務実施中に実施した技術移転の活動について記述

④ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓（技術移転の工夫、調査体制等）

⑤ 今後の案件実施スケジュール（資金調達の見込み等）

⑥ 提案した計画の具体化に向けての提案

添付資料：

①業務フローチャート

②業務人月表

③研修員受入れ実績

④調査用資機材実績（引渡リスト含む）

⑤合同調整委員会議事録等

⑥その他調査活動実績

提出時期：2016年2月下旬頃

部 数：和文3部（簡易製本）

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2015年2月下旬より業務を開始し、2015年8月中旬を目途にインテリム・レポートを提出する。2015年12月上旬までにドラフト・ファイナルレポートを提出し、2016年2月中旬までにファイナル・レポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

合計 約 39.8M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

要員計画の構成分野（案）を以下に示す。

なお、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合、プロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／地区開発計画
- 2) 都市計画／土地利用計画
- 3) 住宅政策・法制度
- 4) 工業団地
- 5) 建築計画 I / 住宅計画・設計
- 6) 電力・通信計画・設計
- 7) 道路計画・設計
- 8) 上・下水道計画・設計
- 9) 自然条件調査
- 10) 環境社会配慮
- 11) 官民連携・資金調達スキーム計画
- 12) 建築計画補助/業務調整

3. 相手国の便宜供与

R/Dを参照のこと。

4. 配布／閲覧資料

配布資料：詳細計画策定調査結果

5. 機材の調達

業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案すること。

6. 現地再委託

本業務の一部について、経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO

等に再委託して実施することを認める。想定される現地再委託があればプロポーザルで提案すること。

現地再委託にあっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務については複数年度にわたる契約を締結することとするため、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2) カウンターパートの出張旅費

C/Pの旅費については、円滑な業務実施及びプロジェクト終了後のC/P機関の自立発展の促進の観点から、実施機関がその財政上の理由等により負担し得ない場合、次の条件により当該経費をC/Pに支給出来る。なお、精算には証拠書類を必要とする。本業務で実施される本邦／近隣国研修のための費用150万円を計上すること。

(3) プロジェクト名称について

本プロジェクト名は下記の名称に変更するための手続き中である。手続き完了後、本業務名についても変更を行う。

(変更前) フンエン省工業団地労働者の生活環境改善に対するインフラ投資に向けた開発計画プロジェクト

(変更後/予定) 工業団地労働者の生活環境改善のための開発計画策定調査

